

原子力損害賠償請求権の期間制限について

関 義 央

一 はじめに

東日本大震災の発生から丸四年が過ぎた。しかし、岩手、宮城、福島 of 東北三県はいまだ復興の途上であり、特に、福島県における東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という）の収束への道のりは不透明であると言わざるを得ない。それに伴い、地元住民への避難指示も長期化し、生活再建もままならない状況が続いている。⁽¹⁾

避難住民など被害者の救済のためには、本件事故により生じた原子力損害について、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という）に基づく東京電力株式会社（以下「東電」という）からの誠実な対応による迅速、公平かつ適正な賠償の実施が不可欠である。⁽²⁾ 実際、これまでに東電には被害者から各損害項目につき膨大な数の賠償請求⁽³⁾がなされ、そのうちの多くの事例で法的紛争が生じているところ、原子力損害の賠償に関して紛争

が生じた場合における和解の仲介や原子力損害の範囲の判定の指針のような当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定を目的とする文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠法一八条。以下「審査会」という）は、本件事故の被害者の東電に対する賠償請求について、その下部組織として原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原賠ADR」）を設置し（原賠法一八条三項、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（以下「審査会組織令」という）一三条、原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程一条）、円滑、迅速、かつ公正な紛争解決に尽力している。しかし、いまだ仲介手続が終決しない事実が多数残されている。⁽⁴⁾

すべての原子力損害賠償に関する紛争が終決しない中で、特に問題となったのは、後述するような原子力損害に係る賠償請求権（以下「原子力損害賠償請求権」という）の時効による消滅という時の「壁」⁽⁵⁾をいかに克服するかであった。

そこで、二〇一三年にその対策として、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（以下「原賠ADR時効中断特例法」という）」および「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（以下「原賠時効特例法」という）」という二法が相次いで国会にて成立・施行された。

本稿は以下、上記二法制定の背景およびその内容を解説するとともに、残された課題について検討する。

二 問題の所在―原賠法と民法七二四条―

1 民法上の消滅時効と除斥期間

(一) 民法上の時効

法律における時効というと、検挙されていない犯人が警察の追手から「逃げ切れるか」という意味での刑事訴訟法上の「公訴時効」^⑥が有名であるが、民事法においても時効は存在する。

その一般法である民法における時効は、一定の事実状態が永続する場合に、それが真実の権利状態と一致するか否かを問わず、その事実状態をそのまま権利関係として認めようとする制度である。^⑦そのうち、法律に規定されている一定の期間ある権利を行使しないという法律要件によりその権利の消滅という法律効果を生ずる制度を「消滅時効」と呼び、民法に規定されている一定の期間ある権利の行使に該当する事実が継続して存在したという法律要件によりその権利の取得という法律効果を生ずる制度を「取得時効」と呼ぶ。^⑧

(二) 消滅時効と除斥期間の差異

また、明文の規定はないものの、解釈上認められている消滅時効類似の制度として「除斥期間」がある。これは権利関係を速やかに確定させるため、一定の権利について法律の予定する存続期間である。^{⑨⑩}

消滅時効との違いは、①中断（民法一四七条以下）が認められない、②当事者の援用（同一四五条）を必要としない、③権利の発生した時を起算点とする、④権利消滅の効果は遡及しない（同一四四条の反対）^⑪。そして、⑤②との関連で、権利者が相手方の期間経過の主張につき、信義則・権利濫用の主張をすることは許されない。^⑫このうち①の中断とは、時効の進行中に時効を覆すような事情が生じたことを理由としてそれまでの時効期間の

経過を全く無意味にすることである。中断事由が終了するとそこから新たな時効が進行する。¹³⁾

なお、⑥民法制定直後は起草者により停止（同一五八条以下）も認められないと解されていた。¹⁴⁾ 時効の停止とは、時効完成の間に、権利者が時効中断のための措置をとることが不可能または著しく困難な事情が発生した場合に、時効によって不利益を受ける権利者を保護して、その事情の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を延期することをいう。¹⁵⁾ しかし近年では、民法一六一条（天災等による時効の停止）の類推適用を認める見解が有力である。¹⁶⁾ 判例は、類推適用は直接的には認めないものの、特段の事情がある場合に、各停止規定の「法意に照らして」期間の経過による権利消滅は生じないとしたものがある。¹⁷⁾

2 原子力損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間

（一）民法七二四条——二重期間制限——の適用

さて、事故による損害賠償の根拠となる民法上の不法行為規定（七〇九条以下）の特別法では、当該特別法に規定のない規範については民法を適用（準用）する場合がある。たとえば、代表的な不法行為の特別法である国家賠償法は民法の規定の適用を明文で認めている（四条）。他方、やはり民法の損害賠償規定の特別法とされる原賠法には民法の規定の適用を認める規定は存在しない。しかし、解釈上責任発生要件等に関する規定（たとえば民法七〇九条）以外の民法の規定は原子力損害賠償責任に対してもなお適用があるとされる。¹⁸⁾ したがって、原子力損害賠償請求権（債権）には、不法行為の期間制限規定である民法七二四条が適用される。

本条には二重の期間制限が規定されており、①被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年（同条前段）、もしくは②不法行為の時から二〇年（同条後段）で権利が消滅する。

①の期間制限の法的性質は、条文の文言通り消滅時効と解されている。①の期間が「三年」と一般債権の消滅時効期間「一〇年（民法一六七条一項）」より大幅に短くなっているのは、i 取引とは異なる不慮の事故のような不法行為における証拠の散逸から生じる加害者側の免責立証困難性を救済するため、¹⁹⁾ ii 被害者の憤怒の感情が鎮静化するため、²⁰⁾ iii 被害者たる権利者が何らかの理由から期間内に請求することを断念したという加害者たる賠償義務者の信頼²¹⁾といった理由が挙げられる。²²⁾ 以上の理由は、加害者の利益を一方的に図っているように思われるが、他方で時効の起算点を被害者の認識にからしめて権利行使の機会がない間に損害賠償請求権を失うことがないように権利行使の被害者の利益を保護し、バランスを図っている。²⁴⁾

一方、②の法的性質について判例は、「同様とする」という文言を除外期間と解している。すなわち、本条が「その前段で三年の短期の時効について規定し、更に同条後段で二〇年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する、同条の規定の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の三年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の二〇年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」と²⁵⁾とする。これにより、本件事故における原子力損害賠償請求権に対し、被害者の事情に関わらない客観的な起算点による長期の除外期間と被害者の認識にかかる主観的な起算点による短期消滅時効という二重の「時の壁」が完成する。

（二）短期消滅時効完成の危惧

では、本件事故において①の起算点である「損害及び加害者を知った時」とはどの時点か。この点、避難に関わる損害や営業損害など本件事故との因果関係が明確な損害においては、損害が発生した時点で損害および加害

者についての認識はあったと思われる⁽²⁶⁾。また、判例は、本件事故のような加害行為と損害の発生が日々継続する継続的不法行為の場合、損害は日々新たに発生し、被害者がこれを知った時から時効が進行するとしている。したがって、たとえば本件事故当日に避難指示により避難した場合、損害及び加害者を知っている限りにおいて、最短で二〇一四年三月一日の経過によって、すなわち同年三月一二日午前〇時⁽²⁸⁾に消滅時効が完成することになる⁽²⁹⁾。

以上のような三年の短期消滅時効の問題に加え、いまだ本件事故の終結とは言えない状況かつ被害者の範囲が極めて広範な上に、避難生活が長期化するなどして今後の見通しが立たないことから、直ちに原子力損害賠償請求権の行使ができない被害者からは、本件事故発生から三年経過後は東電が消滅時効を主張し、損害賠償を受けられなくなるという危惧が生じていた。

3 東電の見解

そのような中、文部科学省は、二〇一二年一月に研究開発局長名で「平成二三年原子力事故に係る損害賠償請求権の消滅時効に関する要請」を東電社長あてに送付し、短期消滅時効の起算点や中断事由などについて柔軟な対応を求めた。

それに対し、東電は翌年二月「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」⁽³⁰⁾を公表し、消滅時効が完成しても直ちに時効を援用することを考えていないことに加え、①消滅時効の起算点を東電が各種損害につき、「賠償請求の受付をそれぞれ開始した時」と考えること、②東電から被害者へのダイレクトメールや請求書の送付を時効中断事由の「債務の承認（民法一四七条三号）」と解し、それらを被害者が受領するたびに

進行中の時効期間が中断し、新たな時効期間が進行すると考えていること、そして③本件事故当時、避難等対象区域に居住していなかった及び同地域で事業をしていなかった被害者についても、時効の完成をもって一律に賠償を拒否することは考えておらず、時効完成後も請求者の個別の事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行うことを考えていることを表明した。

しかし、これらの見解に対しては、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）より、実際にその通り行われるかは東電の運用にかかっており、不確実であるため、東電の判断によっては被害者が不安定な立場に置かれるとして、民法七二四条の不適用及び新規の期間制限設定について特別の立法措置を求める意見書が出された⁽¹⁾。

三 原賠ADR時効中断特例法

1 目的

国も本件事故に関して現在の期間制限制度、特に三年の短期消滅時効が適用される現状を看過していたわけではなかった。ただ、国が問題視していたのは、新規の期間制限設定といった課題ではなく、より現実的な短期消滅時効と原賠ADRに関する不安であった。すなわち、約三〇〇〇件の案件が審査会（実質的には原賠ADR。以下同じ）が行う和解の仲介の手続きに係属中であった状況を踏まえると、既述した本件事故における原子力損害賠償請求権の短期消滅時効の最短での完成時に全ての案件を処理することは困難であると考えられたところ、和解の仲介の申立ては、和解の申立て（民事訴訟法二七五条）とは異なり時効中断効が認められていないため、和解の仲介の手続を利用している被害者は、時効の完成前に和解がなされる見込みがない場合には訴訟手続に移行せざるを得ず、また、新たに和解の仲介の手続を利用とする被害者も、和解の仲介の途中で損害賠償請求権の

消滅時効期間が経過することを懸念して、その利用を躊躇する可能性があった。⁽³²⁾

そこで、和解仲介手続きの途中で時効期間が経過した場合でも、審査会による和解の仲介に時効中断効を付与し、被害者にとって利点のある和解の仲介の活用を促進するため、原賠A D R時効中断特例法案が内閣より国会に提出され、二〇一三年五月に衆参両院で可決・成立し、同年六月五日に公布、即日施行された。⁽³³⁾

2 内容

この法律は二条からなっており、まず本法の趣旨として、東日本大震災における本件事故に係る原子力損害賠償紛争について審査会が行う和解の仲介の手続の利用に関し、時効の中断の特例について定めるとする（一条）。

そして具体的には、審査会が和解の仲介を政令で定める理由により、打ち切った場合において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関し当該和解の仲介の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなすとした（二条）。つまり、和解の仲介の申立ての時点で時効の中断事由である請求（民法一四七条一号）があつたとみなすことで、その時点からの時効中断効を理論上可能にしたのである。

「政令で定める理由」は「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令」によって定められており、「和解の仲介によつては申立てに係る東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争が解決される見込みがないこと」のみが本法の適用を受ける理由とされた。もっとも、審査会組織令一条一項は、審査会による和解の仲介の打ち切りが可能な場合を、「申立てに係る紛争が解決される見込みがないと認めるとき」としており、この点で大き

な差異はなく、時効の中断が認められる打ち切りと認められない打ち切りに仕分けされることはないと解される。⁽³⁴⁾

3 考察

(一) 制定の意義

本法により、一定の要件の下で審査会の和解仲介手続を利用している被害者の原子力損害賠償請求権については時効が中断されることになった。類似的立法は既に民間のADR⁽³⁵⁾（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律二五条一項）や公害紛争における調停委員会の調停（公害紛争処理法三六条の二）でなされており、同じく訴訟外の紛争解決手続である原賠ADRにおいても同様の制度を導入したといえる。

(二) 要件から生じる限界

しかし、時効中断効が生じるのは、審査会の和解仲介の目的とされ、その後に提起される訴訟でも請求がされた「同一の損害」に限られる。その上、本法で救済される被害者の範囲も審査会の和解仲介手続を利用し、それが「打ち切り」によって終了した被害者に限られる。⁽³⁶⁾したがって、審査会の和解仲介手続を利用せず東電と直接交渉中であつたり、いまだ請求に至っていない被害者の賠償請求権の扱いが大きな問題として残ってしまった。⁽³⁷⁾また、損害は多種多様であるため、既に審査会の和解仲介手続を利用している被害者も一部の請求項目で合意が可能な場合でも、時効消滅を避けるため損害全体について打ち切りを選択しなければならなくなる不都合も指摘されている。⁽³⁸⁾時効中断にかかる損害の範囲は大きな問題であり、本件事故のように損害が多様な上に、同一の損害項目の中でも異質性を有する場合は、慎重かつ丁寧な対応が必要である。

4 制定後の動向

(一) 東電の対応

本法施行直後の六月二五日、東電は「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の具体的な対応について」を公表し、具体的な消滅時効に関する柔軟な対応として、①東電との協議期間中被害者の賠償請求権の消滅時効は事実上停止しているものとして扱うこと、②協議によっても最終的な合意に至らなかった場合、被害者が原賠ADRによる和解仲介手続や訴訟等を申立てるために必要と考えられる合理的な期間は、時効は完成しないものとして扱うこと、③消滅時効の完成後に本賠償の請求を受けた場合も誠実に協議を行い、その上で、協議期間の終了後合理的な期間、時効は完成しないものとして扱うことを表明した。

しかし、既述したように、東電の運用の担保がされておらず、やはり被害者が不安定な立場に置かれるため、再度日弁連より意見書が公表されるに至った。⁴⁰⁾

(二) 国会の附帯決議

一方、国会では原賠ADR時効中断特例法案の審議の際、本件事故の原子力損害賠償請求権については、「全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に關して検討を加え、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること」を要望する附帯決議が全会一致で可決された。⁴¹⁾ 特に参議院では、「平成二五年度中」と期限を区切った決議がされていた。

そこで、日本の立法史上初めて、特定の環境汚染事故に関する損害賠償請求権の期間制限に何らかの修正を加える方向性が出てきたのである。

四 原賠時効特例法

1 経過

二〇一三年一月、自由民主党・公明党の連立与党は、被害者が差し迫る消滅時効の完成を懸念することなく、早期かつ確実に本件事故の原子力損害に係る賠償を受けることができるようにするための法的措置の検討を開始した⁽⁴²⁾。具体的には、本件事故の原子力損害賠償請求権の期間制限についての特例法の制定に向けて協議を開始し、その後野党からも賛同を得て、議員立法として提出された。

本法案は衆参両院の審議の結果、全会一致で可決・成立し、同年二月一日に公布、即日施行された。

2 内容

本法は全三条からなり、まず趣旨として、本件事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであることを前提に、本件事故による被害者を「特定原子力損害の被害者」とした上で、この被害者の中に、①今なお不自由な避難生活を余儀なくされ、その被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、②個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じ、その賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることという二つの課題に鑑み、i 特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置とともに、ii 特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を規定することをかける⁽⁴³⁾（一条）。

その上で本法は国に対し、前記 i 対策として、a 国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、b 紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、c 原子力損害賠償支援機構（現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構）による相談体制及び情報提供体制の強化、そして d その他の措置を講ずることを求めている（二三条）。

そして ii については、特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法七二四条の適用の場合、イ同条前段の三年を一般債権（民法一六七条一項）と同じ「一〇年」に、ロ同条後段の不法行為の時を「損害が生じた時」と読み替えることにした（三三条）。

3 考察

（一）短期消滅時効の延長

本法は、原子力損害賠償請求権の時効消滅のおそれに対する被害者の不安感を払拭するため、ある程度長期間にわたり時効期間を延長する必要性があるとして、一般債権の消滅時効を参考に一〇年という時効期間を設定した。⁽⁴⁴⁾

三年の短期消滅時効については、既述したような（二二（一） i ~ iii）存在理由を有するが、i 避難中であつたり住所地への立入りを制限された被害者は時間が経過しなくても証拠収集の困難にさらされており、「権利の上に眠る者」とは言えない。⁽⁴⁵⁾ ii 今も被害が継続している状況からして、被害者の憤怒の感情が鎮静化しているととても言えない。iii 東電は消滅時効について柔軟な対応をすると表明しており、被害者の権利行使がもはやないと信頼する立場にない。⁽⁴⁶⁾ したがって、本件事故の原子力損害賠償請求は短期消滅時効を適用すべきケースでは

ないと思われる。その意味で、時効期間を延長することは被害者救済に資する。

(二) 消滅時効の起算点

もつとも、時効期間をいくら長くしたとしても時効の進行がはやくなつては本末転倒である。そのため、時効の起算点が重要であるが、本法では特に民法七二四条前段の修正はされなかった。

この点につき、過去の判例を分析した上で、被害者が「加害者及び損害」を主観的に認識するだけではなく、被害者が訴えることが現実期待できる時、本件事故では被害者が損害賠償額の算定が可能になる時を起算点にすべきという見解がある。⁴⁸⁾ 解釈論としては賛同できるが、それであるならやはり起算点についても現実的権利行使可能性を要件に加えて修正すべきであつたと思われる。もつとも、本件事故においては、そもそも権利行使の困難性からかんがみて被害者の認識を重視する起算点の設定自体が不合理である。したがって、本件事故では主観的起算点は採用すべきでなく、それを設定する民法七二四条前段は適用すべきではない。

(三) 除斥期間の起算点

他方、民法七二四条後段の除斥期間については、期間は維持する代わりに起算点を「不法行為時」から「損害発生時」に遅らせる修正がなされた。

これは、鉱業法における損害賠償請求権の期間制限でも導入されており（二一五条一項）、判例も「身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後には症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後には損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである」として、潜伏性や遅発性・晩発性の損害については除斥期間の起算点を遅らせる判断を示した。

原子力損害についても、既に健康被害のように潜伏性が指摘されているところであるが、本法はそのような問題を救済する意味がある。

しかし、起算点が修正されても、期間の法的性質が一切の中断効を認めないとされる除斥期間であればその効果は半減される。この点、以前から民法七二四条後段についても消滅時効と解する見解が主張されており、そのように解するべきであろう。

(四) 期間制限一本化の必要性

以上のような、民法七二四条の二重の期間制限の問題は、①期間の法的性質、②期間の長さ、③起算点の問題に集約される。そして、既に述べたように本件事故の原子力損害賠償請求権について、主観的起算点は採用すべきではないと考える。その上で、損害の潜在性から期間はできるだけ長く、そして中断や停止を正面から適用できる消滅時効と解することが必要だと思われる。

そこで、本件事故の原子力損害賠償請求権には民法七二四条前段は適用せず、同条後段を消滅時効と解した上で損害発生時を起算点とすることで期間制限を一本化することを提案したい。

では、どの程度の損害の発生で時効は起算しはじめるのか。これは損害の意義や性質論にかかわる。今後の課題としたい。

五 おわりに

現在進行中の民法債権法改正では、民法第七二四条前・後段の法的性質を消滅時効とした上で、人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権について新たに特則を設け、被害者又はその法定代理人が損害及

び加害者を知った時から「五年」と「権利を行使することができる時」から「二〇年」の消滅時効とする案が出されている。⁽³²⁾ その改正作業中に起きた今回の原子力損害賠償請求権の期間制限の問題は、今後これまでの期間制限についての不合理の改正への一つの布石になるものと思われる。

〈キーワード〉 東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故 原子力損害賠償 民法七二四条 期間制限

消滅時効 除斥期間

註

le/2013/12/27/1329116_011_1.pdf)。

(1) 復興庁が把握し、公表した直近の福島県内への避難者数は七四、一三九人(団体含む。平成二七年一月一五日現在)であり、福島県外に避難している者は四五、七三五人(同)に上る (http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/20150130_hinansha.pdf)。

(2) この点につき、原子力損害賠償紛争審査会は、東電の対応だけでなく、被災地における就労支援や医療、福祉サービスの充実など政府等による復興施策の着実な実施を求める「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)」三頁(二〇一三年十二月二六日) (http://www.next.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfi

(3) 東電の被害者からの請求書受付件数(延べ件数)は、個人約七二二、〇〇〇件、個人(自主的避難等に係る損害)約一、三〇二、〇〇〇件、法人・個人事業主など約三一、〇〇〇件であるのに対し、本賠償件数(延べ件数)は、個人約六四三、〇〇〇件、個人(自主的避難等に係る損害)約一、二八九、〇〇〇件、法人・個人事業主など約二七一、〇〇〇件であり、仮払補償金も含めた支払い総額は四兆六、九四〇億円に上る(平成二七年二月二〇日現在) (http://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/images/jiseki01.jp.pdf)。

(4) 平成二三年九月一日の申立て受付開始以来の原賠ADRへの申立件数累計は九、一五四件となった(平成二五年二月末現在)。一方、申立人数累計は弁護士代理による大規

模な集団申立てがあったこともあり、三九、一七五人に上った。そのうち、既済件数累計は、和解成立五、一三〇、和解打ち切り七〇一、取下げ六九七、及び却下一で合計六、五二九件であり、未済件数累計は二、六二五件であった(同)。平均審理期間は約七ヵ月(和解案提案までで約六ヵ月)である。審理期間の長期化につき原賠ADR側は、人的体制の不十分さを理由に挙げ、平成二五年前半に申立てがあった事件については、約半数の事件が約五ヵ月以内に和解案の提案がなされ、約六ヵ月以内に事件の終了に至ったとす(http://www.next.go.jp/component/menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/08/19/1347876_004_1.pdf)。

- (5) 松本克美「民法七二四条後段の二〇年の期間の性質と信義則違反・権利の濫用―米軍不発弾処理事件最高裁判決」ジュリスト九五九号一〇九頁以下(一九九〇年)〔同「時効と正義」消滅時効・除斥期間論の新たな胎動」(日本評論社、二〇〇二年)所収、三八七頁以下(三九六頁)〕。

- (6) 公訴時効とは、一定の期間経過によって公訴(特定の刑事事件につき裁判所の審判を求める検察官による意思表示)の提起ができなくなる制度である。公訴時効が完成すると免訴判決(刑事訴訟法三三七条四号)が言い渡される結果、刑に服することから免れる。なお、刑の時効(刑法三一条以下)は刑の言渡しを受けたのち一定の期間経過によってその執行が免除される制度であって、公訴の時効とは区別

される(田口守一『刑事訴訟法〔第六版〕』一八七頁(弘文堂、二〇一二年))。

- (7) 四宮和夫・能見善久『民法総則〔第八版〕』三五五頁(弘文堂、二〇一〇年)。

- (8) 川島武宜編『注釈民法(五) 総則(五)』一二頁(川島武宜(有斐閣、一九六七年))。

- (9) 我妻榮『新訂民法総則(民法講義I)』四三七頁(岩波書店、一九六五年)。

- (10) もっとも、その期間内に権利の一定の行使があれば、その権利は存続することが予定されているとして、除斥期間を権利の行使を限定する期間であるとする見解も有力である(川島武宜『民法総則』五七三頁(有斐閣、一九六五年))。

- (11) 四宮・能見・前掲注(7) 三八七頁。

- (12) 最判平成元年二月二日民集四三卷二二号二〇九頁(民法七二四条後段の二〇年期間につき)。

- (13) 四宮・能見・前掲注(7) 三八九頁。

- (14) 梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之一 総則編〔第三版〕』三七〇頁(有斐閣、一九一一年)。

- (15) 四宮・能見・前掲注(7) 三九九頁。

- (16) 我妻・前掲注(9) 同頁。

- (17) 民法七二四条後段の二〇年期間につき、最判平成一〇年六月二日民集五二卷四号一〇八七頁(民法一五八条(成年被後見人(旧禁治産者)と時効の停止)のケース)、最判平成二一年四月二八日民集六三卷四号八五三頁(民法一六

- (18) ○条（相続財産に関する時効の停止）のケース。
科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度（改訂版）』五二頁（通商産業研究社、一九九一年）、日本弁護士連合会編『原発事故・損害賠償マニュアル』九四頁（日本加除出版、二〇一一年）。
- (19) 岡村参太郎『註釈民法理由下巻債権編』次五〇四頁（有斐閣、一八九七年）、梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之三債権編（第三三版）』九一七頁（有斐閣、一九二二年）、森島昭夫『不法行為法講義』四二九頁（有斐閣、一九八七年）。末川博『不法行為による損害賠償請求権の時効』法学論叢二八卷三三三二五頁以下、同卷六号八六一頁以下（一九三二年）（同『権利侵害と権利濫用』（岩波書店、一九七〇年）所収、六三四頁以下（六四八頁））。
- (20) 内池慶四郎『不法行為による損害賠償請求権の時効起算点——被害者における認識の原理とその限界——』法学研究四四卷三三三一一頁以下（一九七一年）（同『不法行為責任の消滅時効——民法第七二四条論——』（成文堂、一九九三年）所収、一頁以下（三五頁）（以下同書で引用する））。
- (21) 松久三四彦『消滅時効』山田卓生編『新・現代損害賠償法講座第一巻総論』二五五頁（日本評論社、一九九七年）（『不法行為損害賠償請求権の短期消滅時効』に改題の上、同『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、二〇一一年）所収、四五頁（四五二頁以下））。
- (22) もっとも、②の起算点の解釈次第で二〇年期間が過ぎれば
- (23) 権利行使の機会がない間に損害賠償請求権を失うことができる。
(24) 森島・前掲注（19）同頁。
(25) 前掲注（12）。
(26) 日本弁護士連合会編・前掲注（18）同頁。
(27) 大連判昭和十五年二月一日民集一九卷二三二五頁（土地の不法占拠の事例）。
(28) この場合の期間の計算は、判例（最判昭和七年一月一日民集三六卷一〇号二六三頁）により、民法の原則通り初日は不算入となる（同法二二八条、一四〇条）。よって、二〇一一年三月二二日午前〇時から時効の進行が開始する。
(29) 豊永晋輔『原子力損害賠償請求権行使の期間制限（上）——消滅時効、除斥期間』NBL一〇〇四号二八頁以下（二〇一三年）、香川崇『原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律』法学教室四〇一五五頁以下（二〇一四年）、齋藤由起『原子力損害早期賠償及び時効特例法』法学教室四〇七号五六頁以下（二〇一四年）。
- (30) <http://www.tepco.co.jp/comp/images/13020401.pdf>。
- (31) 日弁連『東京電力福島第二原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効について特別の立法措置を求める意見書』（二〇一三年四月一日）（http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130418.pdf）。

- (32) 「第一八三回国会衆議院文部科学委員会會議録第五号」二頁〔下村文部科学大臣趣旨説明〕(二〇一三年五月一〇日)、片山達也「原賠ADR時効中断特例法の制定」時の法令一九四〇号六一頁以下(二〇一三年)。
- (33) なお、衆議院文部科学委員会の審議の際、本件事故の原子力損害賠償請求権について、民法七二四条前段の規定は適用しないとする本法の修正案が提案されたが、否決された(「第一八三回国会衆議院文部科学委員会會議録第六号」一五頁以下(二〇一三年五月一七日))。
- (34) 片山・前掲注(32) 六三頁、香川・前掲注(29) 五九頁。
- (35) ADRにおける時効中断効については、森田宏樹「裁判外紛争解決手続に対する時効中断効の付与」平井宜雄古希「民法学における法と政策」一二七頁以下(有斐閣、二〇〇七年)、香川・前掲注(29) 同頁以下参照。
- (36) 齋藤・前掲注(29) 五七頁。
- (37) 片山・前掲注(32) 六四頁。
- (38) 水上貴史「福島第一原発事故損害賠償における時効延長立法の必要性と立法プロセスにおける法的論点」青山法務研究論集八号二一頁以下(「二九頁」)(二〇一四年)。
- (39) <http://www.tepco.co.jp/comp/images/13062501.pdf>。
- (40) 日弁連「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書」(二〇一三年七月一八日) (http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_130718.pdf)。
- (41) 前掲注(33) 一六頁、「第一八三回国会参議院文教科学委員会會議録第七号」一五頁以下(二〇一三年五月二八日)。
- (42) 皆川治之「原賠早期賠償特例法について」LIBRA一四卷三号四六頁(二〇一四年)。
- (43) 皆川・前掲注(42) 四七頁。
- (44) 皆川・前掲注(42) 四九頁。
- (45) 齋藤・前掲注(29) 六〇頁、水上・前掲注(38) 三一頁以下。
- (46) 水上・前掲注(38) 三三頁。
- (47) 最大判昭和四五年七月一五日民集二四卷七号七一頁(一般債権の消滅時効起算点につき)、最判昭和四八年一月一六日民集二七卷一〇号一二七四頁。
- (48) 香川・前掲注(29) 六〇頁以下。
- (49) 最判平成一六年四月二七日民集五八卷四号一〇三二頁。
- (50) 松本克美「原子力損害と消滅時効」立命館法学三四七号二二〇頁以下(「三三頁」)(二〇一三年)。
- (51) 内池・前掲注(21) 54頁等。
- (52) 「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案(案)」七頁(<http://www.moj.go.jp/content/000126619.pdf>)。